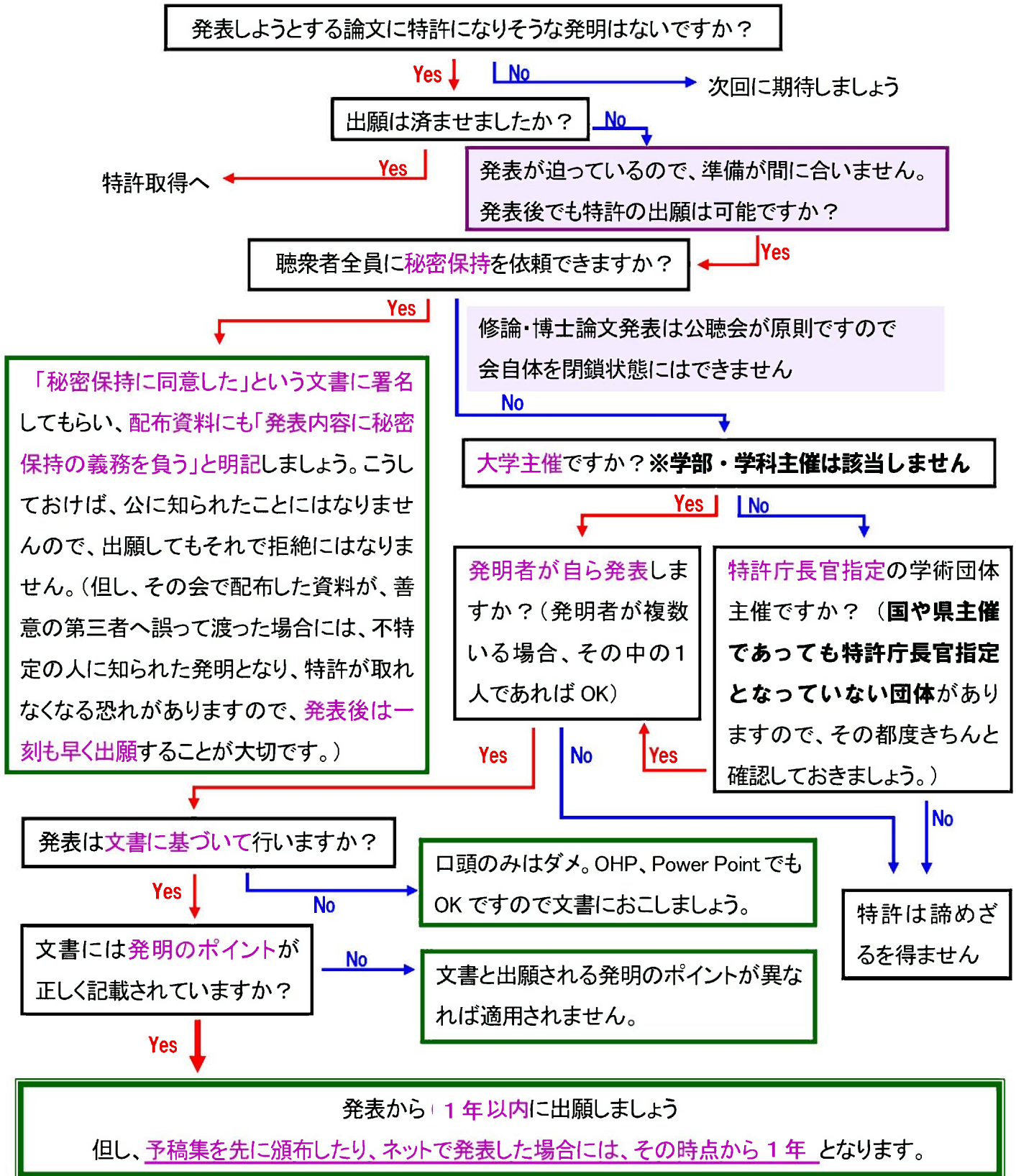


《論文等の発表に際して注意していただきたいこと》 (知的財産本部)



[注意] この例外規定(特許法第30条)を使つての出願は、発明者が出願する前に第三者が出願していると特許が取れなくなってしまう不安定な出願ということから、実施契約で安く値切られる傾向があります。また、ヨーロッパへの出願ではこの救済措置は適用されませんので、世界戦略は取れなくなるでしょう。

【いずれにせよ、完全に保護されるためには、発表前出願に優るものはありません】